

承認第2号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年4月9日提出

中間市長 松下 俊男



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

中間市長 松下俊男





## 中間市都市計画税条例の一部を改正する条例

中間市都市計画税条例(昭和35年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項(見出しを含む。)中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「、附則第2項」の次に「及び第5項」を加え、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第6項及び第7項」を「、第5項及び第6項」に、「附則第8項」を「附則第7項」に、「附則第9項及び第10項」を「附則第8項及び前項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項を附則第12項とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中間市都市計画税条例(附則第4項において「新条例」という。)の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の中間市都市計画税条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第3項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第5項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。次項に

において「平成 24 年改正法」という。) 附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|            |                           |                      |
|------------|---------------------------|----------------------|
| 旧条例附則第 3 項 | 前項                        | 附則第 2 項              |
|            | 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分 | 平成 24 年度分及び平成 25 年度分 |
|            | 10 分の 8                   | 10 分の 9              |
| 旧条例附則第 5 項 | 0. 8                      | 0. 9                 |
|            | 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分 | 平成 24 年度分及び平成 25 年度分 |
|            | 第 2 項                     | 附則第 2 項              |

- 4 平成 24 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

|          |  |   |
|----------|--|---|
| 附則第 10 条 | 及び第 5 項                                    | 及び第 5 項並びに中間市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 24 年中間市条例第 号。以下「平成 24 年改正条例」という。）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正条例による改正前の中間市都市計画税条例（以下「平成 24 年改正前の条例」という。）附則第 5 項 |
|          | 附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に | 附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に                     |
|          | から第 7 項まで                                  | から第 7 項まで及び平成 24 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 5 項  |

中間市都市計画税条例新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に<br/> <u>10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした</u></p> | <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等に係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、<u>住宅用地にあっては 10 分の 8、商業地等にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業</u></p> |

場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(削る)

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該

地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該



商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 7 農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 8 農地に係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(表は省略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

8 (略)

9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第7項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

10 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に

\_\_\_\_\_、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に

\_\_\_\_\_、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

11 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

12 (略)

(表は省略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

9 (略)

10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

11 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項\_\_\_\_\_の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項及び第10項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

\_\_\_\_\_、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項及び第10項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

\_\_\_\_\_、附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項及び第10項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

12 法附則第15条第1項、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

13 (略)